

新城市若者チャレンジ補助金

手 引 き

== 目 次 ==

事業の趣旨	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
補助対象について		
①補助事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
②補助対象とならない事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
③補助対象となる事業者	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
④補助対象とならない事業者	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
補助対象経費について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
予算科目早見表	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7. 8
補助金の補助率などについて	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
補助金の審査について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
各種手続きの流れについて	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11
手続きの解説	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12-15
新城市チャレンジ補助金事業 Q & A	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 16
資料編	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 17
・ 補助金交付要綱	・ 新城市補助金等交付規則	
・ 補助金交付審査要領		

書類の提出・問い合わせ先等

- 新城市市民協働部市民自治推進課 市役所本庁舎 3 階
住 所：〒441-1392 新城市字東入船 1 1 5
電 話：0536-23-7697
F A X：0536-23-2002
E-mail：shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp
- インターネット新城市のページ <http://www.city.shinshiro.lg.jp/>

若者チャレンジ補助金の趣旨

「若者チャレンジ補助金」とは・・・

若者世代の柔軟な発想によるまちの活性化や賑わいの創出、及び市民協働によるまちづくりの担い手育成を図ることにより、若者が活躍するまちの形成に資すると認められる若者及び市民が取り組む活動を支援するために設けた補助金です。

「市民自治確立のため」・・・補助金創設の背景とは・・・

自分たちの住む地域を、活力に満ちた住みやすい、住んでよかったと実感できる地域とするためには、市民のみんながまちづくりに関心を持ち、できる範囲で、楽しみながらまちづくりに参加することが大切です。

若者チャレンジ補助金事業は、新たなまちづくりの担い手として、若者世代による自主的なまちづくり活動を支援し、そこから生まれる「市民自治」の浸透と発展を目指します。



新城市補助金等交付規則・・・

(市のホームページからも検索可)



補助事業について

①補助事業

補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業で別表第 1 に掲げる事業が対象となります。

- (1) 若者がチャレンジする事業
- (2) 市内で実施される事業
- (3) 目的及び計画が策定されている事業

別表第 1

補助事業

1	保健、医療又は福祉の増進を図る事業
2	社会教育の推進を図る事業
3	まちづくりの推進を図る事業
4	観光の振興を図る事業
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
7	環境の保全を図る事業
8	災害救援事業
9	地域安全事業
10	人権の擁護又は平和の推進を図る事業
11	国際協力の事業
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
13	子どもの健全育成を図る事業
14	情報化社会の発展を図る事業
15	科学技術の振興を図る事業
16	経済活動の活性化を図る事業
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
18	消費者の保護を図る事業
19	前各号に掲げる事業を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の事業

②補助対象とならない事業



次の事業は、補助事業となりません。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 活動を行う団体の構成員の交流又は親睦等を目的とする事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (8) この事業について、他の制度から補助金等の交付を受ける事業



他の制度から補助金等の交付を受ける事業は対象外です。

補助金を受けようとする事業について、既に他（国、県、市、各種団体、公益法人等を含む）から補助金・助成金・交付金等を受けている事業は、補助事業の対象外です。また、補助金は事業に対する補助であり、経常的活動（運営費等）に対する補助金を受けている団体を除くものではありません。

③補助対象となる事業者

補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という）は、若者を中心として構成された団体であって次の要件を全て満たすものとします。

- （１）若者５人以上で構成する団体であること
- （２）団体の構成員の８割以上が若者であること
- （３）構成員に１８歳以上の者が１人以上含まれていること
- （４）市内に在住、在学又は在勤する若者が１人以上含まれていること
- （５）市内で公益活動を行う団体であること



「市民」「若者」の定義は・・・

- ・ 市民とは、住民若しくは市内に在勤若しくは在学する者又は市内において公益活動を行う団体をいう。
- ・ 若者とは、おおむね１３歳からおおむね２９歳までの者をいう。

④補助対象とならない事業者



次の団体は補助事業者になりません。

- （１）暴力団または、その構成員の統制下にある団体
- （２）無差別大量殺人行為を行った団体又は、その団体の構成員の統制下にある団体
- （３）政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- （４）公序良俗に反する団体

補助対象経費について

補助の対象となる経費は、補助事業の遂行に要する経費となります。

ただし、以下の経費は補助の対象となりません。

- (1) 人件費
- (2) 食糧費（外部講師の食事代等は除く。）
- (3) 用地費
- (4) 施設、設備等の維持管理費
- (5) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) 事業によって得た収入（参加費等を除く。ただし、参加費等で得た収入と補助金交付額の合計が補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付額から減額する。）
- (7) その他事業の実施に直接関係のない経費、又は市長が社会通念上適切でないと認めた経費

次に掲げる経費のみの事業及び次に掲げる経費の組み合わせのみによる事業は、補助の対象としない。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊料
- (3) 講師等への謝礼
- (4) 工事請負費
- (5) 委託料
- (6) 借上料
- (7) 使用料
- (8) 備品購入費

P 7～8 の予算科目早見表もあわせてご覧ください。



事業の趣旨に合致しない経費・・・（人件費）

人件費は、この事業の趣旨に合致しないほか、個人への利益配分につながる恐れがあるため補助対象としません。

ただし、事業を実施するために必要なボランティアを団体外へ依頼した場合、ボランティア1人1回あたり500円を限度に補助対象経費として認めます。

【注】その他、補助対象外と考えられる経費

- ・ 事業実施団体が支出したことが明確に確認できない経費（領収書の宛名が不明確）
- ・ 個人への利益配分につながる経費（各種大会の賞金・賞品、参加賞、祝い金など）
- ・ 社会通念上、適切でない経費（講師等食糧費におけるアルコール代、祈祷料など）

若者チャレンジ補助金 予算科目早見表

	①補助対象となる経費の例	②補助対象とならない経費の例	見積
報償費	・ 外部講師料 出演料 【計画する場合は必ず相談してください。】 ※個人へ謝礼を払う場合は源泉徴収を忘れないようにしてください。	・ 事業者の構成員が講師を務めた場合の謝礼等 ・ 参加賞、記念品や祝い金 全員に配布するようなもの	※ 1
旅費	・ 外部講師の交通費や宿泊費 ・ 公共交通機関利用では、実費 ・ 自家用車、タクシー利用は、1kmあたり37円で計算 【計画する場合は必ず相談して下さい】	・ 事業者の構成員にかかる交通費や宿泊費 ・ 事業参加者の交通費や宿泊料	※ 1
消耗品費	・ 活動資料やパンフレット等の用紙代、封筒、文房具、種子の購入費など 備品購入費との区別 ・ 判断しがたい場合は、単品の購入予定価格が1万円未満のものは消耗品費		※ 2
燃料費	・ イベントでのプロパンガス等使用料 ・ 事業遂行上必要な、農機具等の燃料代	・ 事業者の施設におけるガス代や灯油料金 ・ 事業者構成員が使用する車のガソリン代	
食糧費	・ 外部講師、出演者の食事代（1食あたり700円以内） ・ 作業における参加者のお茶代	・ 事業者構成員の食事代。茶菓子	
印刷製本費	・ 活動資料やパンフレット等の印刷、コピー代や実績報告書、成果報告用資料や写真代	・ 事業参加者に配布する為の記念写真代 ・ 高額な装丁をした報告書の印刷代	※ 2
光熱水費	・ イベントで使用した電気料や水道料	・ 事業者の施設における電気料や水道料	
修繕料	・ 事業に使用する備品等の修繕料	・ 事業者施設の修繕料	※ 2
通信運搬費	・ 参加者募集や事務連絡の郵送料や宅配料金	・ 維持管理とみなされる電話料、通信料	
保険料	・ イベント等を行う場合の参加者用傷害保険料	・ 火災保険、地震保険、車両にかかる保険の保険料	

手数料	・支払い時の払込手数料		
委託料	・専門的知識や技術を要する業務の外部委託料	・団体で実施可能な業務の委託	※ 2
使用料及び賃借料	・会議室、施設、器具の使用料やバス等の借上料 ・事業実施のための土地賃借料	・事業者が所有している施設等の使用料や借上料	※ 2
工事請負費	・工事請負契約による土地や工作物の造成、製造等	・団体で実施可能な業務の請負	※ 2
原材料費	・工事や製造に使用する原料や苗木等 ・料理教室、イベントで使う食材料費	・飲食が主たる目的である場合の食材費	※ 2
備品購入費	・1品単価が1万円以上で、1年以上その形状を変えずに利用できるもの 消耗品費との区別 ・判断しがたい場合は、単品の購入予定価格が1万円以上のものは備品購入費		※ 2
・視察費用で対象となる経費は、交通費、バス借上料、資料代、入場料とします		・視察時の手土産代 ・視察の宿泊料（講師除く）	
・その他事業の実施に直接必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費		・用地費のような資産の取得	

※ 1 見積書、または事前の相談が必要です。

※ 2 同じ店から購入等する場合の消費税を含む合計金額が1万円以上の場合1者以上の見積書が必要です。

注意 申請団体の構成員が在籍する法人または、個人等から見積を徴収する場合は、2者以上の見積書が必要です。

見積書の提出が必要な経費一覧表

区 分	同一業者からの見積合計額	見積業者必要数
工事請負費 委託料 報償費 消耗品費 印刷製本費 修繕料 使用料・賃借料 原材料費 備品購入費	1万円以上の場合	1者以上

補助金の補助率などについて

補助金の補助率、補助限度額等については、以下のとおりです。※補助率は補助対象経費に対する率とし、補助金の交付額は、千円未満切り捨てとなります。

補助率： 10 / 10 以内

補助限度額： 20 万円

補助金及び補助事業によって生ずる収入の合計が補助事業の事業費を上回らないこととする。

補助金の審査について

○審査方法

- ・ 交付申請額が 10 万円以内の場合、審査は書類審査となります。

交付申請額が 10 万円を超える場合、公開によるプレゼンテーションにより審査を行います。

「新城市若者チャレンジ補助金審査委員会」の審査結果をもとに市長が決定します。

- ・ 審査は、提出された「新城市若者チャレンジ補助金申請書」により、事業概要の説明を受けて行います。

○審査の基準は、「新城市若者チャレンジ補助金交付審査要領」に定めます。



審査方法

新城市若者チャレンジ補助金審査委員会は、学識経験者、市長が必要と認める者で、5 人以内で構成される委員会です。

審査方法は、「新城市若者チャレンジ補助金交付審査要領」に基づき審査点数（45 点満点）が満点の 6 割以上の場合採択決定となります。ただし、満点の 6 割以上であっても半数以上の審査委員が半数以上の評価項目で 1 点及び 2 点の採点をした場合は、採択となりません。

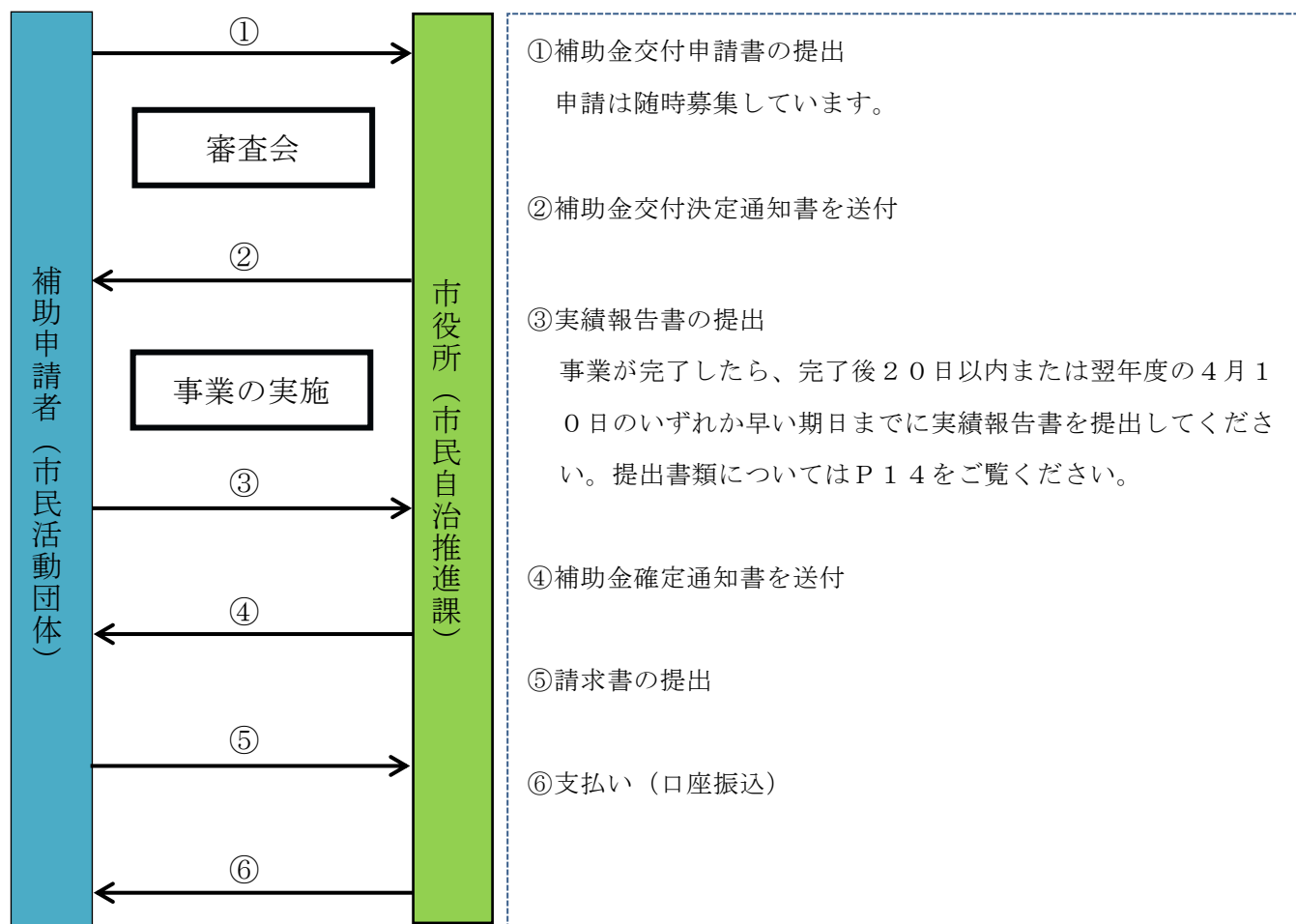
また、採択された事業について、審査委員会での協議により、意見を付す場合があります。



応募内容の公表について

交付を決定した団体の応募書類・事業計画等は、個人情報や団体の構成員・会計状況等を除き、原則HP等で公表します。

各種手続きの流れについて（手続きの解説についてはP12～15をご覧ください）



補足事項

事業内容や予算金額に変更がある場合は、必ず事前にご連絡ください。場合によっては交付変更（中止・廃止）承認申請書の提出が必要となります。（詳しくはP14をご覧ください。）

補助金の返還が生じた場合は、納付書によりお支払ください。

◎手続きの解説

申請書の提出について

若者チャレンジ補助金の申請は随時募集しています。

- ▽ 申請相談は、申請手続きを速やかに進めるために、必ず事前に受けてください。
- ▽ 提出された申請書類は、事務局がチェック（必要書類の有無、記載漏れ、項目に見合った記述がされているか、経費の適否）をし、不備があれば修正をお願いします。修正後、全ての適切な書類が備わっている必要があります。

必要提出書類一覧については次のとおり

番号	書 類 名	チェック欄
1	新城市若者チャレンジ補助金交付申請書【指定様式】	
2	事業計画書①【指定様式】	
3	事業計画書②【指定様式】	
4	収支予算書【指定様式】	
5	収支予算書の金額を裏付ける見積書等（P 7～8 の予算科目早見表参照）	
6	定款、規約その他これらに類するもの	
7	その他市長が必要と認める書類	

団体が所有する以外の土地を利用する場合は、土地所有者の承諾書等が必要となります。土地や建物を利用した事業の場合はあらかじめ市民自治推進課までご相談ください。

審査会

10万円以下の場合、審査会は提出された書類で審査いたします。
10万円を超える場合は、公開プレゼンテーションで審査を行います。
審査会は、申請が提出され次第随時実施いたします。

- ▽ 審査は、新都市若者チャレンジ補助金審査委員会が務めます。
- ▽ 書類審査と公開プレゼンテーションのいずれかによる審査を行います。
- ▽ 公開プレゼンテーションは提出された申請書により説明をしていただきます。パワーポイントの使用も可能です。質疑応答もありますので、事業内容の説明ができる方が参加してください。
- ▽ 審査結果は、後日郵送でお知らせします。
- ▽ 選考方法については、「新都市若者チャレンジ補助金交付審査要領」を確認してください。・・・(P27～29)

補助金の交付決定通知

・交付が決定した後、「若者チャレンジ補助金交付決定通知書」を配布します。

- ▽ 交付決定通知とは、補助金の交付を決定したもので、交付金上限額を確定したものです。補助金の最終確定額は、事業が終了し、実績報告の審査後に確定します。

事業の完了・実績報告書の提出

- ・事業により、完了日は異なりますが、翌年３月末日までには事業を完了してください。
- 「若者チャレンジ補助金実績報告書」と添付書類を、事業が完了した日から起算して２０日以内又は翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに提出してください。

▽ 実績報告前に、補助金交付変更申請が必要なケースが見受けられますので、必ず提出前にご相談ください。

▽ 事業内容を説明できる方が、持参してください。

実績報告書の提出書類一覧表

番号	書 類 名	チェック欄
1	若者チャレンジ補助金実績報告書【指定様式】	
2	事業報告書【指定様式】	
3	収支報告書【指定様式】	
3	収支状況の確認できる領収書等の証拠書類	
4	その他市長が必要と認める書類	

補助事業の内容変更

- ・次に該当する補助事業の内容変更は、あらかじめ市に相談の上、「若者チャレンジ補助金交付変更申請書」を提出し、承認を受けてください。

▽ 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合において、事業実施に必要な経費を増減させる場合で、その経費の総事業費に占める割合が２０％を超える場合、又は補助対象経費の各項目の増減が補助認定額に比べ５０％を超え、かつ、その額が３０，０００円を超える場合。

ただし、３０，０００円以内であっても、社会通念上適切でないと認める場合は提出をお願いします。（詳しくは、市民自治推進課へお問い合わせください。）

▽ 新たな補助対象項目を追加する場合

ただし、事務局が認めた場合はこの限りではありません。

▽ 事業目的の変更と認められる変更は、承認しません。

▽ 事業内容を大幅に変更する場合。

補助事業の変更決定

- ・若者チャレンジ補助金交付変更申請書により、内容を精査した後、「若者チャレンジ補助金交付変更決定通知書」により通知します。

補助金の概算払請求

- ・概算払いとは、補助金の交付を受けないと事業実施が不可能な場合に、事業の完了を待たずに補助金を交付する特例的制度です。
- ・適用を受けようとする事業者は、「若者チャレンジ補助金概算払請求書」を提出してください。

- ▽ 請求金額は、交付決定通知書に記載した補助金等の額を上限に希望する額を記入してください。（概算払いの上限額は交付決定額の90%以内とする。）
- ▽ 振込先は、事業の申請者（代表者）又は、申請者（代表者）の委任した者の口座を指定してください。
- ▽ 調査後に概算払の可否を決定し、指定口座に振り込みます。

購入備品の管理について

- ・補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。（耐用年数が経過したものを除く。）
- ・購入した備品が5年以内に破棄、故障した場合は、必ず「新城市若者チャレンジ補助金備品廃棄届出書」を提出してください。（任意の様式で構いません。）

要望事項について（印刷物・成果物）

- ・新城市若者チャレンジ補助金を利用して看板や冊子などの成果物を作成した場合は、成果物に「令和5年度新城市若者チャレンジ補助金」と必ず表示するようお願いします。
ただし、成果物の性質上表示することができない場合は除きます。
また、新聞等の取材があった場合には、新城市若者チャレンジ補助金の交付を受けた事業であることを必ずPRしてください。

若者チャレンジ補助金事業Q & A

Q 1 団体が複数の事業を申請できますか。

A 可能です。

Q 継続事業を申請できますか。

A 継続事業（単年度の実施では成果が十分に得られず、複数年で実施することにより大きな成果を達成することが見込まれる事業）の申請は認められます。ただし、審査は単年度ごとに行われ、毎年審査を受けていただく必要があります。ただし、初年度の段階で継続事業に関する計画は説明していただきます。

例) フィールドワークで新城を調べ、翌年その成果を活かしてイベントを行う。

Q 事業をスポーツクラブでお揃いのユニフォーム作りたいのですが、補助対象となりますか？
また、住民組織が交通安全クラブの上着を作る場合はどうですか？

A スポーツクラブのユニフォームは、特定の個人や団体に限られた使用であり、市の公益や他の地域、活動への波及効果が期待されるまちづくり活動とは言い難いため、補助の対象とはなりません。ただし、スポーツクラブがクラブへの加入を前提としない広く市民に呼びかけたイベントやまちづくり活動を展開するために必要な経費の場合は、補助事業として申請が可能です。

一方、住民組織が行う交通安全クラブの場合、啓発することが目的であり、お揃いの上着はそのための有効な方法と考えられ、市の公益や他の地域、活動への波及効果が期待されるため、補助事業として認められます。

Q 住民組織や市民活動組織が事業を宣伝したい場合、市の広報紙は使えるの？

A 若者チャレンジ補助金で採択された事業を実施するために必要な、参加者・スタッフ募集などの情報発信の手段として、市広報紙「ほのか」を使うことができます。希望する場合は、記事の仕様や原稿の締切日などの条件がありますので、余裕を持って市民自治推進課へお問い合わせください。

広報紙の他にも、市施設へのポスター掲示やチラシの設置もできますのでご利用ください。